



27 資第 454 号

平成 28 年 (2016 年) 3 月 31 日

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長 様

長野県環境部長



「長野県優良産廃処理業者認定制度の手引」の改正について (通知)

日頃から本県の廃棄物行政の推進につきまして、御尽力いただきありがとうございます。今般、当該制度に係る手引を改正しましたので、ご了知の上、貴会員への周知等、認定制度の積極的な活用について御配慮をお願いします。

記

1 主な改正内容

- ・優良確認申請に関する記載、申請様式を削除
- ・インターネットで公表している財務諸表が、会社計算規則で必要な項目が記載されている場合に限り、添付の省略を認めることを明記
- ・チェック表の改正
- ・産廃情報ネットにより情報を公表している場合の提出書類を明記
- ・用字修正等

資源循環推進課廃棄物審査係

(課長) 宮村 泰之 (担当) 三宅 悠介

電話 026-235-7164

ファックス 026-235-7259

防災無線 8-231-2831

E メール junkan@pref.nagano.lg.jp

長野県優良産廃処理業者認定制度の手引

1 優良産廃処理業者認定制度の概要

(1) 制度について

優良産廃処理業者認定制度（以下「認定制度」という。）とは（特別管理）産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）が、その許可の更新時に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に規定する、遵法性、事業の透明性、環境配慮への取組、電子マニフェストへの対応及び財務体質の健全性の観点から設定した優良基準（以下「優良基準」という。）に適合することを認定（以下「優良認定」という。）された者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号。）附則第5条に基づく確認（以下「優良確認」という。）を受けた者を優良産廃処理業者とする制度です。

(2) 認定制度のメリット

優良産廃処理業者となった者には以下のメリットがあります。

- ア 許可の有効期限を7年に延長
- イ 優良な産業廃棄物処理業者である旨を記載した許可証を交付
- ウ 優良産廃処理業者として名簿等を県の公式Webページ等で公表
- エ 許可の更新等の申請の際に提出する申請書類の一部を省略可能

2 優良基準

優良基準には、「遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮の取組」、「電子マニフェスト」及び「財務体質の健全性」の5項目があり、優良産廃処理業者となるためには、その全ての項目に適合していることが必要です。

優良産廃処理業者の審査申請をする際には、必ず事前に別紙チェック表で自己チェックをしてください。

(1) 遵法性

認定等申請の際に受けている（特別管理）産業廃棄物処理業の許可の有効期間（優良認定申請の特例措置の場合は申請日前5年間）において、次の特定不利益処分を受けていないこと。

- ア 廃棄物処理業に係る事業停止命令
(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
- イ 廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令
(法第9条の2及び第15条の2の7)
- ウ 廃棄物処理施設の設置許可の取消し
(法第9条の2の2及び第15条の3)

エ 再生利用認定の取消し

(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))

オ 広域認定の取消し

(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))

カ 無害化処理認定の取消し

(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))

キ 不適正処理時の改善命令

(法第19条の3)

ク 不適正処理時の措置命令

(法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項)

(2) 事業の透明性

法施行規則で定める事項全てについて、申請の日前6ヶ月間(7年の優良許可証を交付されたものは7年間)、インターネットで情報公開し、かつ、所定の頻度で更新していること。ただし、優良確認を受けた者が、優良確認を受けた後初めて優良認定の申請をする場合の情報公開が必要な期間は、優良確認を受けた日から当該更新の申請がなされた日までとする。

以下に示す表は概要ですので詳細及び記載例については「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」(平成23年3月(平成27年3月改訂)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)を参照してください。

公開事項	更新頻度	適用	
		収集運搬	処分
① 【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度(代表者等の氏名については一年に一回以上)	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報		
② 事業計画の概要	変更の都度	○	○
③ 申請者が受けている(特別管理)産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	○	
	処理施設に関する事項		
⑤ 事業場ごとの(特別管理)産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑥ 直前一年間の(特別管理)産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		○

⑦	直前三年間の(特別管理)産業廃棄物の受 入量・運搬量	一年に一回以上	○	
	直前三年間の(特別管理)産業廃棄物の受 入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の 処分量	一年に一回以上		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持 管理状況	一年に一回以上		○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設にお ける熱回収実績及び熱回収された産業廃棄 物の量	一年に一回以上		○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸 表	一年に一回以上	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配 置については一年に 一回以上)	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

(3) 環境配慮への取組

事業活動に係る環境配慮の状況が、ISO14001 又はエコアクション 21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていること。

(4) 電子マニフェストへの対応

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターに利用登録しており、当該許可の区分において電子マニフェストが利用可能であること。

(5) 財務体質の健全性

ア 直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

イ 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額がゼロを超えること。

ウ 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料について、未納のものが無いこと。

エ 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場を有する場合、法第8条の5第1項(法第15条の2の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金として積み立てるべき金銭を積み立てていること。

3 優良産廃処理業者の申請手続

(1) 申請方法

ア 更新許可と同時に申請を行う方法【優良認定申請】

(特別管理) 産業廃棄物処理業の更新許可の申請と併せて、当該許可申請書類に優良基準に適合することを証する書類（以下「審査申請書類」という。）を添えて提出してください（必要書類は「(2) 必要書類」を参照してください）。

イ 更新期限の到来を待たずして申請を行う方法【優良認定申請の特例措置】

アの優良認定を受けようとする処理業者のうち、認定制度施行日（平成23年4月1日）以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた者は、当該許可の更新期限の到来を待たずして更新申請と併せて優良認定申請を行うことが可能です。

なお、当該優良認定を伴う更新の許可に係る許可の有効期間は、従前の許可の有効期間を2年延長するのではなく、当該更新の許可の日から7年間となります。

(2) 必要書類

申請に必要な書類
誓約書（様式第3号）（注1）
情報公開を行っているインターネット画面の該当箇所を印刷出力したもの（注2） （申請時点のもの、必要な期間公表されていることがわかる時点のもの（注3）及び主要な更新時点のもの（いずれも日付が明示されたもの））
ISO14001規格又はエコアクション21ガイドライン若しくはこれと相互認証されている認証制度の認定証の写し
（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写し
国税、県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料の納付を証する書類（様式第4号）

（注1）誓約書の期間は、優良認定申請においては従前の許可の期間であり、優良認定申請の特例措置においては申請日前5年間となります。

（注2）（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」により情報を公表・更新している場合には、同ウェブサイト上で発行される更新状況の履歴証明書（更新状況一覧表及び履歴証明書）で代用できます。

（注3）初めて優良認定を受ける場合は、申請日より6ヶ月以上前に全ての公表事項が公開された時点のもの。優良認定及び優良確認を受けている場合は、認定後初めて公開情報を更新した時点のもの。

(3) 提出部数

2部

(4) 申請窓口

更新許可申請の提出先の地方事務所に書類を提出してください。

4 優良基準に適合しなくなった場合について

優良産廃処理業者となった後に、不利益処分を受ける等して優良基準に適合しなくなった場合は、速やかに優良基準不適合届出書（様式第2号）を提出してください。

5 認定後の申請書類の簡略化について

優良産廃処理業者については、産業廃棄物処理業の許可の更新申請や、事業範囲の変更許可申請をする際提出する書類のうち、以下のものを省略できます。

ただし、審査の結果、優良基準に適合しないものと判断された場合は、省略した添付書類を速やかに提出してください。

また、更新許可の申請の審査のために必要であると認めるときは、省略できることとした添付書類の一部又は全部の提出を求めることがあります。

ア 事業計画の概要を記載した書類

イ 直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合。インターネットで公表している財務諸表が、会社計算規則に定める主要科目が記載された財務諸表である場合に限る。）

ウ 定款及び寄附行為

エ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業についての申請時のみ。）

(様式第2号)

優良基準不適合届出書

年 月 日

長野県知事

様

住所

氏名

印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に規定される評価基準に適合しなくなりましたので、申し出ます。

適合認定を受けた産業廃棄物処理業の区分	<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物収集運搬業特別管理産業廃棄物収集運搬業産業廃棄物処分業特別管理産業廃棄物処分業
評価基準に適合しなくなった年月日	年 月 日
評価基準に適合しなくなった理由	

(様式第3号)

誓約書

長野県知事

殿

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。また、今後、特定不利益処分を受けた場合は、速やかに申し出ることを併せて誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦不適正処理時の改善命令（法第19条の3）
- ⑧不適正処理時の措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

申請者名: _____

○税及び保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類一覧

項番	税及び保険料の納付を証する書類の交付公署 (上記書類の対象となる事務所・事業所等の名称及び所在地)	国税等※1			県税※2			市町村税※3			保険料	
		法人税	消費税	地方消費税	県民税	事業税	不動産取得税	市町村民税	事業所税	固定資産税	都市計画税	社会保険料※4
01												
02												
03												
04												
05												
06												
07												
08												
09												
10												

- ※1 国税等については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、申請者が納付すべき法人税、消費税及び特別地方消費税のうち納期限が到来したものに付き未納がないこと。
- ※2 県税については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、申請者が長野県に納付すべき県民税、事業税及び不動産取得税のうち納期限が到来したものに付き未納がないこと（申請者が個人の場合、県民税に係る納税証明書は市町村長等から交付されます）。
- ※3 市町村税については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、長野県内の市町村に納付すべき市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税のうち納期限が到来したものに付き未納がないこと。
- ※4 社会保険料については、直前2年間について、申請者が長野県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業所について納入すべき社会保険料のうち納期限が到来したものに付き未納がないこと。
- ※5 労働保険料については、直前3年間について、申請者が長野県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業所について納入すべき労働保険料のうち納期限が到来したものに付き未納がないこと。